

典型特約一覧（テナント）＝保証、代理、管理、募集用＝

2402

オーナー契約番 物件名称・号 (号室)

※.契約書によって条項番号が異なる場合がありますのでご注意ください。

建物	駐車場	No	特約内容	特約	注意点
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	01	諸経費の負担を「乙」→「入居者」に読み替える場合	第9条及び第16条中、「乙」を「入居者」と読み替える。第10条中「その他月払い費用」は「入居者」が支払うものとする。	・法人契約の場合のみ利用可
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	02	毎月の賃料・共益費（使用料）の支払日を「27日」→「末日」へ変更する場合	表題部 支払方法欄、「27日」を「末日」と読み替える。	（関東のみ） ・法人契約の場合のみ利用可 ・駐車場使用契約でも利用可
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	03	入居者入替可とする場合	本物件の入居者は、当初【入居者名】（とその家族）とする。但し、乙は入居者の変更をする際に、甲又は甲の代理人に対して事前に書面による通知（変更後の入居者の社員証の写し及び連絡先が分かる書面を添付）をし、承諾を得るものとする。また、その際に乙は甲又は甲の代理人に対して手数料として11,000円（税込）を支払うものとする。	・法人契約の場合のみ利用可 ・付保基準（資本金1億円以上）を満たしていること
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	04	入居者を限定する場合	本物件の入居者は【入居者名】（とその家族）に限定をし、その入居者が本物件を退室する際には、本契約は解除されるものとする。	・法人契約の場合のみ利用可 ・原則、資本金1億円未満の企業の法人契約は入居者限定する
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	05	転貸する場合	・第3条及び第23条1項1号にもかかわらず、乙は【転借法人名】に転貸を行い、甲はこれを承諾する。 ・本物件の入居者は【入居者名】に限定し、入居者が本物件を退室する際には、本契約は解除されるものとする。 ・本契約に定める賃借人の負担する標記の金員については乙が支払うものとする。	・法人契約の場合のみ利用可 ・駐車場使用契約でも利用可
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	06	転貸かつ入居者入替可とする場合	・第3条及び第23条1項1号にもかかわらず、乙は【転借法人名】に転貸を行い、甲はこれを承諾する。 ・本物件の入居者は、当初【入居者名】（とその家族）とする。但し、乙は入居者の変更をする際には、甲又は甲の代理人に対して事前に書面による通知（変更後の入居者の社員証の写し・個人情報のお取り扱いについて・及び連絡先が分かる書面を添付）をし、承諾を得るものとする。また、その際に乙は甲又は甲の代理人に対して手数料として11,000円（税込）を支払うものとする。 ・本契約に定める賃借人の負担する標記の金員については乙が支払うものとする。	・法人契約の場合のみ利用可
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	07	解約予告期間を変更する場合	表題部、乙による解約（約定解約日）欄の、「40日」を「〇〇」と読み替える。	（関東のみ） ・法人契約の場合のみ利用可 ・駐車場使用契約でも利用可
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	08	住宅総合保険等の加入を「乙」→「入居者」に読み替える場合	第13条中、「乙」を「入居者」と読み替える。	・法人契約の場合のみ利用可
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	09	連帯保証人不要で条文削除する場合	第14条 削除（駐車場契約の場合は「第12条 削除」）	・法人契約の場合のみ利用可 ・駐車場使用契約でも利用可
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	10	賃借人が居住しない場合	乙は、本物件における入居者を【入居者名】と限定し、使用等に関する乙の義務を、乙の責任と負担により遵守させるものとする。	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	11	契約形態が管理、かつオーナーが海外に居住している物件で、法人契約を行う場合	甲は所得税法に定める国内非居住者に該当する為、乙は甲に対する家賃支払いの際に所得税の源泉徴収義務を負う。従って乙は、本契約第6条の定めにもかかわらず、賃料・共益費合計〇〇〇〇〇円から関係法令に定められた税率相当額を控除した額を甲の代理人に支払い、関係法令に定められた税率相当額を翌月10日までに乙の管轄税務署に納めなければならない。また、乙は毎年1月末日までに前年中に源泉徴収した額を乙の管轄税務署に届けなければならない。但し、甲が国内居住となった場合は、乙の源泉徴収義務は消滅する。	・法人契約の場合のみ利用可
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	12	オリコフォレントインシュアを利用し、かつ家賃支払いが振込となる場合	表題部支払方法にもかかわらず、乙は毎月末日までに翌月分の賃料・共益費を下記口座へ支払うものとする。 【振込口座】〇〇銀行 〇〇支店 普通預金 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇 口座名義 株式会社オリコフォレントインシュア (仮) カ) オリコフォレントインシュア	・法人契約の場合のみ利用可 ・駐車場使用契約でも利用可
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	13	滞納保証付き管理	乙は、賃料・共益費その他甲に対する債務の支払いを遅延した場合に、第三者（保証会社を含む）が当該債務を弁済することに異議がなく、当該弁済額については、弁済した者に対して支払義務を負う。	・滞納保証付き管理の場合に必須
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	14	鍵交換費用を記載する場合	入居時の鍵交換費用20,000円及び消費税等は、乙が負担する。	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	15	フリーレント期間を設定する場合	甲は西暦〇〇〇〇年〇〇月〇〇日（契約開始日）から西暦〇〇〇〇年〇〇月〇〇日までの賃料・共益費の支払いを免除する。但し、免除期間内に乙が甲又は甲の代理人に対して本契約の解約を申し出たときは、乙は期限の利益を喪失し解約の申出日から本物件明渡日までの賃料・共益費の支払いについては本契約第24条を適用する。	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	16	モニター期間を設定する場合	甲は西暦〇〇〇〇年〇〇月〇〇日（契約開始日）からモニター〇〇経過日を含む月の末日までの賃料を月額〇〇〇〇円（モニター金額）に減額する。但し、減額期間内に乙が甲又は甲の代理人に対して本契約の解約を申し出たときは、乙は期限の利益を喪失する。この場合、解約の申出日から本物件明渡日までの賃料・共益費の支払いについては本契約第24条を適用し、賃料は標記の正規金額にて計算する。	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	17	当初の契約期間が2年以上の場合	本契約を更新する場合は、その契約期間を2年間とする。	・駐車場使用契約でも利用可
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	18	管理規約の遵守	乙及び入居者は、本物件の管理規約・使用細則・総会の決議を遵守するものとする。但し、管理規約・使用細則等と本契約書の内容が異なる場合、本契約書を採用するものとする。	・分譲マンション用
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	19	動物の飼育及び楽器の演奏行為の禁止	動物の飼育及びこれを一時的に預かる行為及び楽器の演奏行為は、当該物件の管理規約の内容に拘らずこれを禁止し、違反した場合、甲は本契約を解除できるものとする。	・分譲マンション用
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	20	浄水器カートリッジの交換費用負担	入居期間中の浄水器カートリッジ交換費用は乙の負担とする。	・分譲マンション用
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	21	退去の際の連絡先	退去の際は、解約通知書記載の連絡先へ問い合わせを入れることとする。	・分譲マンション用
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	22	消防設備点検等の立会い	消防設備点検、雑排水管洗浄、定期点検は必ず乙にて立会うものとする。	・分譲マンション用
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	23	禁煙物件の場合	乙並びにその関係者は、本物件専有部及び敷地内にて喫煙してはならないものとする。	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	24	部屋が【入居者入替可】の特約付きの法人契約の場合 (My Concierアプリ利用対象外の為)	第31条 削除	駐車場契約は対象外
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	25	ペット共生物件の場合	（ペット特約）下記1項から6項 1. 第23条1項5号の規定にかかわらず、本物件において、乙は甲が認めた動物のみを飼育することができる。 2. 乙が本物件において動物飼育を始める場合には、動物飼育規程に基づいて甲の許可を得なければならない。 3. 乙が動物を飼育するにあたっては、本契約に付帯する動物飼育規程を遵守しなければならない。 4. 乙が第2項の許可を得るにあたって虚偽の内容を申告した場合は、甲は第2項の許可を取り消すことができ、乙は直ちに当該動物の飼育をやめなければならない。 5. 乙が飼育する動物が本物件において不慮の事故で死亡等した場合、甲はその責を負わない。 6. 乙は、乙の動物飼育に起因する本物件の破損、汚損を修繕等する費用を負担するものとする。	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	26	【ZEH物件】アンケート義務告知	当物件はZEH-M物件であることから、下記対象期間の「引渡し後（入居後）の電気及びガスのデータ（毎月の使用量）の収集・報告」（半年毎/計4回）及び「国からのアンケートへの協力」（半年毎/計4回）が必要となるため、アンケートへの記入を行い、提出することを承諾する。	入居が4～9月であれば10月から、10～3月であれば4月からが対象期間のスタートとなります。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	27	【ECOレジ物件】へーベル電気限定特約	乙は、本物件の入居中に使用する電気を旭化成ホームズ株式会社から購入しなければならないことを、あらかじめ承諾するものとする。	電気供給源がへーベル電気となるため、それ以外の選択肢がなくなります。
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	28	【西日本】（建物）解約月割精算	第6条第4項の定めにもかかわらず、本契約終了月の家賃・共益費等は1ヵ月単位の計算とし、日割計算しないものとする。	西日本支店物件
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	29	【西日本】（駐車場）解約月割精算	第4条第2項の定めにもかかわらず、本契約終了月の使用料は1ヵ月単位の計算とし、日割計算しないものとする。	西日本支店物件
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	30	駐車場外部貸しの場合	・保証 第18条 全文削除 ・代理 第19条 全文削除 ・管理 第18条 全文削除 ・募集 第18条 全文削除	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	31	賃借権の死因贈与	契約者Aが死亡した場合、AはB（同居入居者）に対し、本物件の賃借に関する契約上の地位を無償にて譲渡し、B（同居入居者）はこれを承諾する。	LGBTQ特約
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	32	ZEH物件特約（入居者売電あり）	・甲及び乙は、本物件に太陽電池パネルが含まれること、及び、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「FIT法」という。）が定める手続きが完了した場合には、FIT法及び甲が電気事業者と別途締結する特定契約（FIT法第2条第5項参照）（同契約に関連する契約を含み、以下同じとする。）に基づき、太陽電池パネルから発電される電気を電気事業者に供給することによって、乙または入居者が電気事業者からその対価の支払いを受けられることを確認する（以下、この対価を「売電対価」という。）。 ・乙は、乙または入居者が電気事業者から売電対価の支払いを受けるためには、乙または入居者の指定する銀行口座情報を受け取り及び電気事業者へ提供することを承諾する。	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	33	ZEH物件特約（入居者売電なし）	・甲及び乙は本物件に太陽電池パネルが含まれることを確認する。	法人契約などで入居者が売電による振り込みを受けない場合
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	34	防災メゾン	第26条の規定にもかかわらず『家具固定OK』のプレートが設置されている壁面は、家具固定に起因する壁面の汚損破損については、壁クロスなどの貼替・補修費用を乙の負担としないものとする。	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	35	法人契約 解約条項	第24条1項の定めにもかかわらず、乙が本契約の解約を希望する場合は書面による方法で甲に対して通知するものとする。	法人契約の際に追記

お客様の個人情報の取り扱いについて

(個人情報取扱事業者)

東京都千代田区神田神保町一丁目 105 番地

旭化成不動産レジデンス株式会社

当社は、お客様の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）第2条第1項にいう「個人情報」をいいます。以下同じ。）を旭化成ホームズグループ（旭化成ホームズ株式会社およびそのグループ各社（旭化成ホームズ株式会社による議決権所有割合が直接または間接に過半数を超える子会社をいいます。）の総称をいいます。以下同じ。）のプライバシーポリシーにしたがって取り扱います。詳細は当社ホームページ（<https://www.asahi-kasei.co.jp/j-koho/privacy.html/>）をご覧ください。プライバシーポリシーの重要な点は次の通りとなります。

1. 基本方針

旭化成ホームズグループは、事業活動を円滑に行うため、お客様の個人情報を適正に取得・利用させていただいております。これらの個人情報の適正な保護を重要な責務と認識し、この責務を果たすために、次の方針のもとで個人情報を取り扱います。

- (1) 個人情報に適用される個人情報の保護に関する法律、その他の関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、一般に公正妥当と認められる個人情報の取扱いに関する慣行に準拠し、適切に取扱います。また、適宜、取扱いの改善に努めます。
- (2) 個人情報の取扱いに関する規程を明確にし、社内に周知徹底します。
- (3) 個人情報の取得に際しては、利用目的を特定して通知または公表し、その利用目的に従って個人情報を取扱います。
- (4) 個人情報の漏洩、紛失、改ざん等を防止するため、安全管理措置をとる等の必要な対策を講じて適切な管理を行います。
- (5) 保有する個人情報について、ご本人からの開示、訂正、削除、利用停止の依頼を所定の窓口でお受けして誠意をもって対応します。

2. 利用目的について

旭化成ホームズグループは、事業活動に伴い、事業遂行上必要となる個人情報を既に取得し、また今後も取得しますが、これらの個人情報は下記の目的で利用させていただきます。

- (1) 旭化成ホームズグループの事業における各種商品・サービスの提供、契約等の締結に必要な調査および書類等の作成、同契約の履行、及びこれらのアフターサービスの提供（関連する会員制組織の運営を含む。）
- (2) 商品・サービス提供に関連する各種行政手続（登記手続を含む。）のための調査、書類等の作成・申請、各種ローン・つなぎ融資・保険等を利用する場合の審査・申込の取次業務及び金融機関への必要情報の提供等の支援、取次
- (3) 商品・サービスに関する資料や見学会・セミナー等の各種イベント、ローン・資産活用・保険・介護等、住まいや生活全般に関わる情報の提供等のご案内（お客様から取得したウェブサイトの閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、お客様の趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関するご案内や広告を行うために利用することを含む）
- (4) 各種アンケートへのご記入、ホームページ・カタログ・広告等の企画・製作、各種イベント開催等へのご協力のお願ひ等、旭化成ホームズグループの商品・サービスの開発、改善
- (5) 上記各目的に付帯する事項

3. 第三者提供について

旭化成ホームズグループは、原則、ご本人の同意をいただくことなく、ご本人から取得した個人情報を第三者へ開示または提供しません。ただし、次に該当する場合はこの限りではありません。

(1) 業務の一部を委託する業務委託先に対する開示・提供

旭化成ホームズグループは、業務の一部を委託する業務委託先に対して、必要な範囲の個人情報を開示・提供することがあります。この場合、旭化成ホームズグループは、個人データを適正に扱っている者を選

定し、当該委託先における安全管理措置を実施するために、個人情報の取扱いに関する契約の締結などの適切な監督を行います。

なお、外国にある第三者への業務委託の場合は、原則通りご本人の同意をいただきます。

(2) ご本人に代わって行う開示・提供

旭化成ホームズグループは、以下に例示するような第三者（以下の例に限られません。）に対して、ご本人に代わって個人情報を開示・提供することがあります。

- ・ 建材、設備、家具等の製造業者、配送業者
- ・ 各種施工業者
- ・ 土地家屋調査士、測量事務所、司法書士事務所
- ・ 建築士事務所、設計事務所
- ・ 宅地建物取引業者、賃貸住宅管理業者
- ・ 金融機関
- ・ 税理士事務所
- ・ 引越し、仮住まい業者 等

(3) 共同利用

旭化成ホームズグループは、旭化成ホームズグループが管理する全ての個人データを、前述した利用目的にしたがって、旭化成株式会社および旭化成ホームズグループ各社との間で共同利用します（旭化成ホームズグループ各社の事業につきましては、<https://www.asahi-kasei.co.jp/j-koho/index.html/> をご確認ください。）。なお、指定信用情報機関から提供を受けた信用情報については、この限りではありません。また、当該個人データの共同利用に関する個人データの管理責任は、旭化成ホームズ株式会社代表取締役社長が有します。

旭化成ホームズグループが、管理する個人データの一部を特定の利用目的にしたがって旭化成ホームズグループ以外の第三者との間で共同利用する場合には、事前にその詳細をご説明いたします。

(4) その他

旭化成ホームズグループは、以下の場合に第三者に対して、個人情報を開示・提供することがあります。

- ・ 法令に基づく場合
- ・ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
- ・ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
- ・ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ・ 統計的なデータなどご本人を識別することができない状態で開示・提供する場合
- ・ 合併、会社分割、営業譲渡その他の事由による承継の場合

4. お問い合わせ窓口

旭化成ホームズグループが保有するお客様の個人情報に関する訂正・利用停止・開示等のご請求、ご質問、苦情等のお申出については、以下のお問い合わせ窓口にて対応させていただきます。

〒101-8101 東京都千代田区神田神保町 1-105 神保町三井ビルディング 7F
旭化成ホームズ株式会社 お客様相談室 TEL (0120) 997-689

私は、上記の内容について同意します。

年 月 日

※入居者様

住所

氏名

印

ヘーベル電気 ヘーベルガス

for メゾン

おトクな電気と便利なガスをお住まいのヘーベルメゾンで。

基本料金が0円なので長期不在や入退去時の電気料金が安くなるヘーベル電気forメゾンと
使用料金がおまとめでき決済が便利なヘーベルガスが、
ヘーベルメゾンにお住まいのご入居者様もご利用いただけます。
ヘーベルメゾンにお住まいの方専用の電気と便利なガスをぜひご利用ください。

※旭化成不動産レジデンス(株)が管理するヘーベルメゾンが対象です。
※ヘーベルガスは千葉ガス供給エリア(千葉県 市川市、松戸市、鎌ヶ谷市、浦安市の全域、及び船橋市、柏市、流山市、白井市、習志野市、我孫子市、印西市の一部区域、茨城県 取手市、守谷市、つくばみらい市の一部)のみのサービスです。
※ヘーベルガスはヘーベル電気とセットでのみご契約いただける都市ガスです。

セットでお得なインターネットサービス

ヘーベル5G 登場!

詳しくは2枚目の裏面をご参照ください。

POINT
1

基本料金は0円!
電気代は使った分だけです。

ヘーベル電気の料金プランは、基本料金が0円。使った分だけのお支払いなので、旅行など長期不在時には不要な料金が発生しない納得の料金体系です。解約時の違約金も不要で安心。また、コンセントに挿すだけでインターネットが利用できるヘーベル5Gなど、弊社の他のライフラインサービスとお支払いをまとめて行えるのでたいへん便利です。



旅行や長期の
出張時も安心!

POINT
2

お申込みはとってもカンタンです。

- ▶ **賃貸契約時に手続きをすると契約開始日から電気が使えます。** ※退去時の電力会社(ヘーベル電気)への解約連絡も不要です。また、後日Webからの申込みも可能です。
- ▶ **ガスの開栓・閉栓は案内がメールで届くので、希望日を返信するだけでOKです。** ※退去時のガス会社(ヘーベルガス)への連絡も不要です。
- ▶ **手数料なし!** ※解約時の違約金もありません。
- ▶ **工事なし!** ※お住まいのヘーベルメゾンの電気メーターがスマートメーターでない場合は工事が必要になります。(原則無料)

※ヘーベル電気申込みについて、新規にご入居される方でWebや電話でお申込みいただく場合、使用開始希望日の4営業日前(水・日・祝・年末年始を除く)までにお申込みください。※ヘーベルガス申込みについて、新規にご入居される方は、使用開始希望日の5営業日前(水・日・祝・年末年始を除く)までにお申込みください。

POINT
3

専用サイトへの登録で
カードでのお支払い登録や、
請求金額の確認がカンタンに!



▲月々の使用量や履歴が確認できる料金ページ

専用サイトに登録すると…

- 口座/クレジットカードの登録
 - 月々の使用量/請求金額の確認
 - 過去2年間の使用履歴の確認
- 家計管理や省エネに役立ちます!

▼専用サイト



へーベル電気

for メゾン

おトクな基本料金0円でご利用いただけます。

料金表 (2024年7月現在)

		スタンダード メゾンB 料金単価 (税込)	東京電力エナジーパートナー 従量電灯B 料金単価 (税込)
基本料金	10A	1契約	0円
	15A		311.75円
	20A		467.63円
	30A		623.50円
	40A		935.25円
	50A		1,247.00円
	60A		1,558.75円
電力量料金	最初の50kWhまで	1kWh	54.73円
	50kWhをこえ120kWhまで		29.79円
	120kWhをこえ300kWhまで		29.80円
	300kWhをこえる分		36.39円
			40.48円

【適用範囲】

旭化成ホームズにより建築された集合住宅であり、電灯または小型機器を使用する需要に、お客さまから旭化成ホームズへの申込みに基づき適用いたします。

【東京電力エリア】

〈スタンダード メゾンB〉
契約電流が10A以上かつ60A以下であること。

※実際にお支払いいただく電気料金には毎月、電源コスト調整額を加減いたします。また再生可能エネルギー発電促進賦課金をご負担いただきます。

〈取次事業者〉
旭化成ホームズ株式会社
〈小売電気事業者〉
旭化成株式会社 (登録番号A0692)

へーベルガス

for メゾン

京葉ガスと同等のガス料金でご利用いただけます。

京葉ガス供給エリア ■京葉地区 (千葉県 市川市、松戸市、鎌ヶ谷市、浦安市、船橋市、柏市、流山市、白井市、習志野市、我孫子市)
■東日本地区 (千葉県 我孫子市、印西市 茨城県 取手市、守谷市、つくばみらい市)

料金表 (京葉ガス供給エリア/京葉地区、2024年7月現在)

		基本料金 (ガスメーター1個につき (税込))	基準単位料金 (1m ³ につき (税込))※1
基本料金	A:0m ³ から2m ³ までの場合	1,022.32円	—
	B:2m ³ をこえ17m ³ までの場合	682.69円	168.75円※2
	C:17m ³ をこえ100m ³ までの場合	1,149.62円	141.29円※2
	D:100m ³ をこえ350m ³ までの場合	1,328.92円	139.50円※2
	E:350m ³ をこえる場合	6,376.99円	125.08円※2

※1 従量料金単価は原料費調整制度にもとづき毎月調整いたします。

※2 基準平均原単位価格 (59,540円/t) にもとづく従量料金単価。実際に適用される単価は当社ウェブサイトにてご確認ください。

※3 基準平均原単位価格 (71,480円/t) にもとづく従量料金単価。実際に適用される単価は当社ウェブサイトにてご確認ください。

〈取次事業者〉
旭化成ホームズ株式会社

〈ガス小売事業者〉
京葉瓦斯株式会社 (登録番号 D0018)

●税込価格は、消費税および地方消費税の税率10%を加算した金額です。●同等とは、京葉ガスと料金単価が同一であることを意味します。●京葉ガス供給エリアのみのサービスです。●すでにへーベルメゾンにお住まいで、京葉ガスをご利用の場合、現在ご契約のプランによっては、ガス料金が高くなる可能性があります。

料金表 (京葉ガス供給エリア/東日本地区、2023年9月現在)

		基本料金 (ガスメーター1個につき (税込))	基準単位料金 (1m ³ につき (税込))※1
基本料金	A:0m ³ から20m ³ までの場合	687.97円	178.81円※3
	B:20m ³ をこえ82m ³ までの場合	1,321.40円	147.13円※3
	C:82m ³ をこえ205m ³ までの場合	1,350.04円	146.78円※3
	D:205m ³ をこえ511m ³ までの場合	3,591.80円	135.84円※3
	E:511m ³ をこえる場合	7,669.54円	127.86円※3

よくある質問

Q. へーベル電気の利用で「はい」に○をつけた後、どうなりますか？

A. 電力会社への連絡は不要で、賃貸契約開始日から電気をご利用頂けます。その際、電力会社からの連絡もありません。退去の際は退去情報をもとに自動的に解約手続きを行います。

Q. 電気代の支払い方法はどのようなものがありますか？

A. 口座振替またはクレジットカードからお選びいただけます。※コンビニ払込票もご利用いただけますが月額200円 (税込) を申し受けます。

Q. へーベル電気だけの契約はできますか？

A. はい、できます。おトクな電気をぜひご利用ください。

Q. 入居申込後でも申込みはできますか？

A. Webからのお申込みが可能です。へーベル電気はご使用希望日の4営業日前までにお申込みください。へーベルガスはご使用希望日の5営業日前までにお申込みください。

Q. へーベルガスだけの契約はできますか？

A. できません。へーベルガスはへーベル電気とセットでのご契約になります。

Q. へーベル電気・ガスの解約時の違約金はありますか？

A. ございません。お気軽にお申込みください。

Q. ガスの使用開始の作業には立会いが必要ですか？

A. ガス機器の点火確認やガス漏れ検査など安全にガスをお使いいただくための作業とガスの使用説明をいたしますので、お立会いをお願いします。ご都合がつかない場合は、ご本人さま以外の方のお立会いでも構いません。

Q. へーベルガス開栓は希望日でできてくれますか？

A. 申込5営業日以降であれば、土・日・祝祭日を含めて、ご希望日で開栓作業に伺います。携帯ショートメールに申込フォームのURLを送りますのでご希望日をご連絡ください。

サービスについての
お問い合わせ

旭化成ホームズ へーベリアンセンター へーベル電気・ガス(メゾン)担当

 **0120-277-839**

受付時間/10:00~17:00 (水・日・祝日・年末年始を除く)

【メール】
hebeldenki-m@om.asahi-kasei.co.jp

【Web サイト】

WEBサイト



※部屋の申込時に必要な書類です。申込書と一緒にご返送ください。

電気供給約款に関する重要事項説明書

■契約申込方法

- お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ当社の電気供給約款および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承諾のうえ、お客さまより申込書、インターネット、電話、口頭等によって申込みをしていただきます。
- 当社は、電気の需給状況、供給設備の状況、料金のお支払い状況（すでに消滅しているものを含む当社と他の契約の料金について支払期限を経過してもお支払いがない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合および当社が適当でないとは判断した場合には、お申込みを承諾できないことがあります。

■供給開始時期

- 他の小売電気事業者からの切り替えにより供給を開始する場合には、原則として、お客さまが申込みをされた後に到来する最初の検針日とします。ただし、最初の検針日までに、スマートメーターの設置工事等、切り替えに必要な手続きが完了しない場合などについては、次回の検針日となる場合もあります。
- 他の小売電気事業者から当社への切り替えにあたり、現在のご契約内容によっては解約に伴う違約金が請求される等の不利益事項が発生する場合がありますので、現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。
- 新たに電気の供給を開始する場合は、原則として、お客さまの希望される日といたします。ただし、いずれの小売電気事業者とも契約関係がない状態で当該需要場所にて電気の使用を開始し、後に当社との需給契約が成立した場合には、電気の使用を開始した日とします。
- 現在スマートメーターが設置されていない場合は、送配電事業者がスマートメーターを設置いたします。設置工事の実施に際し、停電が発生する場合がありますので、予めご了承ください。**
- 現在ご契約中の小売電気事業者への解約連絡は小売電気事業者が代行を行いますので、お客さまによる解約手続きは不要です。現在ご契約中の小売電気事業者との契約は当社の供給開始とともに解約（切り替え）されます。開始予定日より前にお申込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の3営業日前までに当社へその旨をお申し出いただく必要があります。

■料金単価

- 料金は、基本料金、電力量料金、電源コスト調整額（九州エリアに適用される電気料金には、離島ユニバーサルサービス調整額を加減）及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。
- 基本料金単価、電力量料金単価、電源コスト調整額は、電力会社エリアごと、料金メニューごとに、電気供給約款に定める単価といたします。

（料金計算方法）	
電気料金	基本料金 + 電力量料金 ± 電源コスト調整額 ± 再生可能エネルギー発電促進賦課金
基本料金	基本料金単価 × 1ヶ月のご使用量
電力量料金	電力量料金単価 × 1ヶ月のご使用量
電源コスト調整額	電源コスト調整額単価 × 1ヶ月のご使用量
再生可能エネルギー発電促進賦課金	再生可能エネルギー賦課金単価 × 1ヶ月のご使用量

※1 九州エリアに適用される電気料金には、電源コスト調整額と離島ユニバーサルサービス調整額を加減します。
※2 賦課金部分については最低料金に適用される電源コスト調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を申し受けます。

■計量方法及び料金算定の方法

- 当社は、一般送配電事業者が計量した電力量をもとに電気料金を計算いたします。ただし、計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合は、一般送配電事業者と小売電気事業者との協議により使用電力量を定めます。
- 料金の算定期間は、原則として、前月の計量日から、当月の計量日の前日までの期間を「1月」として算定いたします。ただし、新たな電気の供給開始や需給契約の解約等の場合には、電気供給約款にもとづき日割計算いたします。
- お客さまが料金の支払期日を経過してなお支払されない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。詳細は、電気供給約款をご参照ください。

- 電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合でも、原則として、その期間中についても供給が使用したものとみなして料金を算定いたします。**電気のご使用量および電気料金は、当社の会員専用サイトにてご確認ください。**
- 電気料金は、電気供給約款に定める方法で、支払期日までに毎月お支払いいただきます。支払期日は、電気供給約款に定める支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して30日目が休日の場合には、その直後の営業日を支払期日といたします。

■料金等の支払方法

- 料金および工事費負担金等相当額については、当社の指定する金融機関等を通じて支払っていただきます。そのときに支払にともなう費用は、お客さまの負担といたします。なお、この場合、当社が指定した様式によっていただきます。

■契約期間、契約変更及び解約

- 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
- 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごと同一条件で継続されるものといたします。継続後の契約期間等は、書面、電子メール、インターネット上での開示等当社が適当と判断する方法によりお知らせいたします。
- お客さまが同一の需要場所において電気の購入先を当社から他の小売電気事業者に変更される場合には、新たな小売電気事業者に対し契約のお申込みをしていただきます（当社への解約のお申し出は不要です）。
- お客さまが電気の需給契約の変更や転宅等による解約を希望される場合は、当社へお申し出ください。転宅等により解約される場合は、解約を希望される日の2営業日前までにお申し出いただく必要があります。
- 支払期日を経過してもなお料金（当社と他の契約の料金を含みます）、延滞利息または電気供給約款に基づき生じたその他の債務についてお支払いがない場合等当社が電気供給約款で定める一定の事由に該当するときは、当社は15日前を目安に通知のうえ契約を解約することがあります。
- 現在ご契約中の小売電気事業者との契約を解約することで、解約金の発生やポイントの失効等、お客さまの不利益となる事項が発生する可能性があります。**

■契約内容

- 契約内容の詳細は当社の電気供給約款によるものといたします。
- 当社は、電気事業法において定められている契約締結前及び契約締結後の書面交付について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて、「電気需給契約」重要事項説明書および電気供給約款を当社ホームページに掲載する方法によりご提供いたします。
- 電気供給約款または需給契約の内容を変更する場合は、その変更内容をお客さまにお知らせいたします。その際には、供給条件の説明、書面の交付、ウェブサイトまたは電子メールその他当社が適当と判断した方法によりお知らせいたします。また、当該変更をおこなう事項のみを説明し、お知らせいたします。あらかじめご了承ください。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、料金その他の供給条件は、変更後の電気供給約款によります。
- 変更後の電気供給約款に異議がある場合、解約することができます。

■違約金

- お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用されたことにより料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、電気供給約款に基づき、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

■設備の賠償

- お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または紛失したことにより、当社が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

■工事に伴う費用負担

- 一般送配電事業者から、託送供給約款等にもとづき、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額としてお客さまから申し受けます。
- 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされた設備等については、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

■供給条件

- 供給電圧は、電灯契約の場合は交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、動力契約の場合は、交流3相3線式標準電圧200ボルトといたします。
- 周波数は、標準周波数50ヘルツまたは60ヘルツといたします。
- 契約容量、契約電力は、需要場所における小売電気事業者の変更により当社との需給契約を締結する場合は、原則として当該小売電気事業者との需給契約終了時点の値とするほか、電気供給約款の定めに従い定めることといたします。

■その他

- ご自宅人工呼吸器等の医療機器をご使用されている場合等で停電等により損害を受けるおそれがある場合は、代替電源のご準備が必要な措置をお客さまにて請じていただきますようお願いいたします。
- 一般送配電事業者の指示や災害の発生等により電気の供給を中止または制限する場合があります。これら、当社および小売電気事業者の責めによらずに電気の供給を中止または制限する場合、当社および小売電気事業者は損害賠償責任を負わないものといたします。

■託送供給等約款に定める需要家の責任に関する事項

- お客さまの土地または建物への立ち入りによる業務の実施計量器の確認や工作物で定めるところによる保安のために必要なお客さまの電気工作物の検査等を実施するために、**一般送配電事業者またはその委託事業者が、お客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。**この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ること及び業務を実施することを承諾していただきます。また、電気供給に必要な設備の施設や電力品質維持に関して必要な協力、その他託送供給等約款におけるお客さまが遵守すべき事項について承諾を仰ぐいただきます。
- お客さまが次のいずれかについてお気づきの場合には、すみやかに一般送配電事業者にご連絡くださいようお願いいたします。
 - a 電気の供給に必要な電気工作物（電気の引込線や計量器等）に異状もしくは故障があり、または生じる恐れがある場合
 - b お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または生じる恐れがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがある場合
- 一般送配電事業者が定める託送供給約款にもとづき、次の場合にはお客さまに電気のご使用を中止、または制限していただく場合があります。
 - a 一般送配電事業者及びお客さまの電気工作物に故障が生じ、または故障が生じるおそれがある場合
 - b 一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事にやむを得ない場合
 - c その他保安上の必要がある場合

■個人情報の取り扱い

- お客さまの個人情報は、当社のプライバシーポリシーに従い取り扱うとともに、手続きに必要な範囲で、小売電気事業者、一般送配電事業者、電力広域的運営推進機関、需要抑制契約者との間で共同で利用することがあります。
- 当社は、お客さまへ電気料金、使用量等を通知するために必要な情報を小売電気事業者から取得し、通知に必要な範囲およびサービス・製品のお知らせ・PR、調査・データ集積・分析、研究開発に必要な範囲でのお客さま情報を利用いたします。またご記入いただいたメールアドレスは、メールアドレス、ネットサービス利用に必要な情報の発信およびアンケートのお願いのために用い、それ以外の目的では利用いたしません。

●小売電気事業者（電気の供給者） **旭化成株式会社（登録番号：A0692）**

入居者様

●取次事業者（お客さまとの需給契約の契約者） **旭化成ホームズ株式会社**

●上記小売電気事業者による電力供給を取次し、お客さまと需給契約を締結します。

重要事項について 本書面を読んで 内容を理解しました	ご 代 理 業 者 名 可
----------------------------------	---------------------------------

※電気（ガス）の利用開始手続きには、必ずお客様ご本人によるご署名が必要です。

ご利用 申込み書	ご記入日 (20 年 月 日)	重要事項説明書の内容に了承のうえ、 ヘーベル電気の使用開始日は「賃貸借契約開始日」となります。
<input type="checkbox"/> ヘーベル電気利用を申込みます <input type="checkbox"/> 他社電力会社へ申し込みます	ご記入日 (20 年 月 日)	重要事項説明書の内容に了承のうえ、ヘーベル電気・ガスに申込みをいたします。ヘーベル電気の使用開始日は「賃貸借契約開始日」となります。ヘーベルガスの使用開始日は「立会開栓日以降」となります。立会日相談は申込者欄にご記入いただいた携帯番号へ、ショートメールを送信させていただきます。

※ヘーベルガスは京業ガス供給エリアおよび東日本ガス供給エリア限定のサービスです。ヘーベル電気は単独でお申込みいただけますが、ヘーベルガスは単独でのお申込みはできません。

問合せ先 及び 受付時間	〈取次事業者（お客さまとの需給契約の契約者）〉 旭化成ホームズ株式会社 東京都千代田区神田神保町1-105 神保町三井ビルディング ☎ 0120-277-839（平日10時～17時 水・日・祝日・年末年始を除く） メール：hebeldenki-m@om.asahi-kasei.co.jp 停電などに関するお問い合わせは、一般送配電事業者へお問い合わせください。	WEBサイト 	〈小売電気事業者（電気の供給者）〉 旭化成株式会社（登録番号 A0692） 東京都千代田区有楽町1-1-2 日比谷三井タワー ☎ 0120-277-839（平日10時～17時 水・日・祝日・年末年始を除く） メール：energycc@om.asahi-kasei.co.jp
--------------------	---	---	--

へーベル5Gなら コンセントさすだけ

NEW

おうちでお手軽、
高速通信!

据置タイプのホームルーター
5G SA対応ホームルーター
Speed Wi-Fi HOME 5G L13



NEW

持ち運びに便利!

スマホサイズのモバイルルーター
5G SA対応モバイルルーター
Speed Wi-Fi 5G X12



※クレードル(台座)
は別売です。

動画も快適に楽しめる、へーベル5G 3つのメリット!



※5Gは一部エリアでの提供となり、5Gエリア対応外の場合は4Gでの通信となります。詳細はへーベル5Gホームページに記載のサービスエリアマップをご確認ください。※セット割引はauまたはUQ mobileのスマートフォンが対象になります。詳細はへーベル5Gホームページをご確認ください。

へーベル5G for メゾン
powered by UQ WiMAX

へーベル5GはシェアNo1を誇る、UQ mobileのモバイルルーターを使用しています。

へーベル5Gの
お申込みはこちら >>
お得なキャンペーンも随時開催



へーベル電気について
詳しくはこちら >>



へーベル電気とセットなら、月額利用料金が¥500おトクに!